

第6回 八尾市史跡保存活用審議会

開催日時：令和元年12月3日（火）10：00～12：00

開催場所：八尾市青少年センター3階会議室

出席者：委員 学識経験者6名（欠席者2名）

オブザーバー：大阪府教育庁文化財保護課職員1名

事務局：生涯学習担当次長、文化財課職員4名

【はじめに】

1. 開会挨拶（生涯学習担当次長）

【議事内容】

2 議事内容

1. 史跡由義寺跡の保存・活用について

・第1章 保存活用計画策定の沿革・目的について

A 委員：保存活用計画の策定について審議したい。

B 委員：第1章で由義寺の定義は、弓削寺から由義寺に発展したと理解するのか、史跡由義寺と弓削寺を由義寺とするのか。

A 委員：史跡になった塔の部分は由義寺のごく一部なので、どう表記するかの検討が必要だ。

C 委員：弓削寺が発展し由義寺になった、由義寺の中に史跡由義寺跡が入る。

A 委員：弓削寺と由義寺の関係を示す図と全体の由義寺の中に史跡由義寺跡があることを表す必要がある。

D 委員：由義寺と弓削寺は同時に共存していない。由義寺の中に史跡由義寺があり、由義寺の周りに由義宮がある。

A 委員：史跡由義寺跡と弓削寺の重なり具合が実際どうなのかわかっていない、現状分かっているのは称徳朝の由義寺の一角が史跡ということが伝わるとよい。由義宮については、位置関係で上位にみえるので、サブになるような表現したほうがよい。

D 委員：由義寺関連遺跡群の中にすべてを配置する。由義寺の中に史跡由義寺跡がある。称徳朝の由義寺が史跡になっているが、由義寺関連史跡群の中に弓削寺もはいる。時系列で並べるのが理解しやすい。

・第2章 史跡由義寺跡の概要について

B 委員：由義寺や由義宮となっているが字句のどちらを先に持ってくるのか、全体的に統一をした方がよい。また、道鏡の弟の浄人が大納言になっているので、年表に入れた方が、弓削氏のイメージがわかる。

D 委員：単弁十二弁軒丸瓦は東大寺系ではなく西大寺系で、青谷廃寺式ではなく河内国分寺同範瓦である。同範瓦を入れるならば左側の3つ目は金寺山廃寺や四天王寺瓦となる。下は難波宮式と入れると関係がわかる。

由義寺は、平安時代まで塔があって、焼けたという文章を入れたほうが良い。

平安時代の河内国は荘園があるので発展していたと考えるべきである。

- E 委員：写真番号と図番号が分けてナンバリングされている。写真も含めて「図〇」で統一したほうがわかりやすい。
- C 委員：「天平勝宝八年」とあるが「八」は洋数字で、年は「歳」に直す。飛鳥時代の物部氏と蘇我氏の争いは「丁未の変」は一般的には使わない。また、645年の「乙巳の変」だが、私は大化の改新と書く。「万年通寶」の「万」と「宝」が良い、「神功開寶」も「宝」が良い。「玉櫛庄」は、荘園の「荘」を用いる。また、史実に忠実にすると「762年ごろ孝謙天皇の信頼を得る」になる。
- B 委員：和暦を先に出すか西暦を先に出すか統一したほうがよい。
- E 委員：月日の表記は、アラビア数字にするほうが読みやすい。センチメートルなども記号が良い。

・第3章 史跡由義寺跡の本質的価値について

- D 委員：「②官宮寺院にふさわしい寺院遺跡」であることは、史跡由義寺跡の本質的価値であるが、もう一つ、仏都由義宮の構造を考えるうえで重要である。つまり、由義寺を見つける起点になることに塔基壇の価値がある。3番目に由義宮を考えるうえで重要な遺跡であるとしておくと、今後、根拠になるので入れてほしい。
- A 委員：③として本質的価値に加え、由義宮・西京の端緒になる発見であることをしっかり謳っていただく。

・第4章 史跡由義寺跡の現状と課題について

事務局：(欠席された委員の意見を紹介)

- A 委員：活用の取り組み現状をポジティブに書き込む必要があるのではないかな。
- D 委員：「八尾市歴史資産のまち‘やお’推進のための基本的な考え方」は良くできていて、いろんなアイデアが盛り込まれている。この概要をとりこんだらよい。いままで市民会議でやってきて、これから現実化させますよとつないだらよいと思う。
- A 委員：今後の史跡の保存活用にどうつなげていくかが課題と思うので、達成したことについては現状のところで記し、そしてそこから引っ張り出される課題をまとめたほうがよい。
- E 委員：取り組みの中で七重塔のイラストを早川和子先生に描いてもらったということを入れておいた方がよい。
- A 委員：案内板にも使っているので、作成したことは大きな成果である。

・第5章 史跡由義寺跡の保存活用の基本方針について

- A 委員：中締めにあたる部分で、文化庁の仕様に則っているが、前半と後半のつなぎにあたり、重要な方針になる。
- D 委員：本質的価値と関わるが、大綱の2行目「称徳天皇と道鏡～発信する」というのは、称徳天皇・道鏡にゆかりの歴史的価値、歴史的な意味をしっかりと把握して、そして史跡の本質的価値を護って伝える。
- C 委員：日本の歴史上、重要な奈良時代の遺跡として位置づけられるとしているので、ここは道鏡ゆかりの史跡由義寺跡を書くべきではないか。
- A 委員：何を全国に発信するのか。

E 委員：全国に発信するよりも「広く」とした方がよい。

A 委員：大綱では「保存管理を適切に実施するとともに」、「それらを目的とした整備を計画的に進める」とすると、整備を進めて行くことがしっかりと浮かび上がる。

C 委員：大綱に由義寺、由義宮、さらに西京の字句も入れておけばどうか。

A 委員：確かに、西京が浮かび上がってくる。G 委員の整備についての意見はいかがか。

事務局：意見にある「地域の新たな魅力を創出する空間」という書き方で統一する。

・第6章 史跡由義寺跡の保存管理について

E 委員：遺物は、史跡由義寺の本質的価値に含むということでのよいのか。大綱とも関わってくる。

A 委員：遺物を保存管理の対象として謳ってきているが、5章で遺物が見えない。保存管理のⅠ・Ⅱの中に遺物の適切な管理を入れないといけない。

調査研究で専門家にゆだねながら、その成果を市民に伝えていくというようなアクションがあると思う。関連遺跡群の調査研究があって、さらに市民への普及を図るとしたほうがすっきりする。

E 委員：保護するものが出た時に保存は前提で、それを文化庁や大阪府と協議するのはどうかと思う。

A 委員：文化財保護法 93 条 94 条はそういう内容で、必要あれば協議して保護しなさいとある。法律以上のことは書いていないと思うが、由義寺の調査がもう少し進めば保護していこうということになると思う。

大阪府：記録保存のための発掘調査を前提とした発掘は破壊が前提になる。

A 委員：やむを得ない場合に記録保存が最終的に出てくると思う。調査で保護を要する遺構が出てきた場合は、大切なところなので文章を練ってもらいたい。

E 委員：公有化が追加指定のところに入っているが、分けて第4節で公有化にするほうがよい。追加指定しても、次の段階で公有化に向かうので、指定と公有化は別の考え方の方がよい。

A 委員：指定されたのちに公有化を図っていくという手順なので、第4節に分ける。

E 委員：追加指定しなくても、ガイドダンス施設の敷地などを公有化する場合もあるのではないか。

A 委員：そういう場合もある。保存活用するには、それも望ましいことである。

・第7章 史跡由義寺跡の活用、第8章 史跡由義寺跡の整備について

A 委員：地域の誇りになるということとともに、日常生活の一部としての身近な公園を謳ってほしい。和気清麻呂ゆかりの和気町と交流はないか。

事務局：宇佐市と和気町は国内交流都市である。

A 委員：そういう姉妹都市を通じた活動も書けるのではないか。

地域の歴史の関わりを「知る」ことができるような広げ方を示していく、ネットワークを作っていくのが市の役割だと思う。

C 委員：由義寺の関連商品等の開発と事業者による活用の推進については、文化財部局だけでなく市の観光とか中小企業担当との連携も必要になってくる。

A 委員：連携をもっと謳わないといけないと思う。ここの部分は開発事業者による活用を促進しようとしているので行政としてはつなぐ部分ことだと思うので、それを促していくことが必要になる。

・第8章 史跡由義寺跡の整備について

- E 委員：各手法の評価では、学術的真正性の欄を作ってほしい。整備のゾーニングの話があるが、歴史体感ゾーンの塔基壇についてどうするか、地域活用ゾーンの活用を踏まえたうえで考えて行く必要がある。それによって平面表示でも良い可能性もある。
- A 委員：現状では整備の基本設計まで行っていないので、方針を決めることが難しいが、一定のイメージは必要と思う。
- 将来の発掘調査で遺構が発見されるかもしれないので変わる可能性もあり、現状ではこれで良いが、可変性も担保しておいた方が計画としてはよいだろう。
- E 委員：発掘調査で歴史体感ゾーンの拡大が考えられるが、暫定的にはこうしておく、ということがわかるようにしておく方がよい。
- A 委員：長岡京のVR・ARが紹介され、課題として費用をあげているが、河内寺ではコストの安いものを開発しておられるので、安くやっている例を紹介するか、両方紹介してもよいのではないか。
- C 委員：学生をよく連れていくが一番心配するのはトイレで、トイレはあったほうがよい。
- A 委員：史跡整備の会議に小学校の先生に入ってもらおうと、トイレがなかったら連れて行けませんとなる。そこは利用条件の制約になるので、学校利用を想定するとトイレは不可欠で、一方で安全管理が課題となる。
- C 委員：トイレだけの場合とガイダンス施設と一緒にある場合などいくつかあると思うが、ガイダンス施設のトイレは開放するという方法もある。その辺を含めて考えて行かなければならない。

・第9章 史跡由義寺跡の整備 第10章 保存活用計画の実施 第11章 経過観察 第12章 今後の課題について

- A 委員：公園緑地、商品開発企業を扱っている部局や観光部局などがどういう部局なのか、これを見て名指しするためには事前に調整する必要がある。庁内の連携を図りながら進めていくと、連携に実行性が出てくると思う。
- E 委員：災害発生時のことは書いてあるが、史跡由義寺跡か関連遺跡かが見えないので、どのように位置付けられているかわからないが、するのであれば体制をつくらないといけない。
- A 委員：大阪府の大綱でも防災について謳うはず。首里城の件で文化庁から指示が来ているということであるが、文化財の防災を考える流れが急速に進んでいる。
- 大阪府：文化庁からは史跡等における防災についても徹底して行うようにという通知文が来ている。
- A 委員：ここは史跡で、建造物ではないが、水害の可能性はある。ハザードマップでの対応など防災として取り組んでいかなければならないことがあると思う。ただし、そのために何をしなければいけないかを検討する必要がある。
- E 委員：文化財自体の防災と災害が起きた時の地域住民の避難所としての機能を持たせるのは別物だと思うので、そういう機能をどういうことができるか、しなければいけないかを切り分けて、考えておくことが必要だと思う。安易に設定すると、本当に対応しないといけない。先日台風もあったが、避難所に行ったけど鍵が開いてない、誰も対応できないということになるので、慎重になる必要がある。
- E 委員：令和2年の保存活用計画は良いが、令和3年は整備基本計画となっていて令和3年から着手と

いうように読める。具体的にここをどうしていくか、調査成果によって変更する可能性はあると思う。関係各課との調整やガイダンス施設つくる場合は、基本計画を作っていくまでの間に住民の方と詰めないといけない。4章で現状と課題を整理していて5章以降8章までできているので、そうすると10章、11章、特に12章は明確に見えてくる。

A 委員：活用では、学校教育、社会教育、地域が出ていて、それぞれプレイヤーとの関係を持たないといけない。ヒアリングでも良いが、どのような仕組みで聴取していくのか書けるはずである。

D 委員：第12章の今後の課題が一番大事で、最後に決意表明があるはずのところ、全体をまとめた文章にしてほしい

A 委員：9章～12章は追記が必要で、前半はかなり軸も含めて固まってきたところなので、更に深めていくという記述をしていただくと完成に近づくと思う。

E 委員：7章の「知る」、「見る」、「調べる」、「支える」の4段階を考えたのは素晴らしい。先生方がいろいろ意見されたのも、少しできていないのが目立って意見しているのだと思うし、大変良い保存活用計画になるのだと思う。ぜひ、もう少し頑張ってください。

A 委員：いかに地域に親しめるかが大事なので、よろしくお願ひしたい。
これを以て審議会を終わりにします。

3 閉会挨拶（文化財課長）

以 上